

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>(財務諸表の作成基準及び表示方法)</p> <p>第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一 財務諸表提出会社（法の規定により財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>25 27 (略)</p> <p>28 この規則において、「取得企業」とは、他の企業又は企業を構成する事業を取得する（支配を獲得すること）をいう。次項及び第三十</p> <p>六項、第八条の十七第一項、第八条の十九第一項並びに第五十六條において同じ。）をする企業をいう。</p> <p>29 この規則において、「被取得企業」とは、取得企業に取得される</p>	<p>(財務諸表の作成基準及び表示方法)</p> <p>第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一 財務諸表提出会社（法の規定により財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（<u>第八条第十八項に規定するキャッシュ・フロー</u>）をいう。次号において同じ。）の状況に関する真実な内容を表示すること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>25 27 (略)</p> <p>28 この規則において、「取得企業」とは、他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得して一つの報告単位となる企業をいう。</p> <p>29 この規則において、「被取得企業」とは、取得企業に支配される</p>

企業をいう。

30 この規則において、「存続会社」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及びこれに準ずる事業体をいう。

31
35 (略)

36 この規則において、「逆取得」とは、企業結合のうち、次に掲げるものをいう。

一 吸収合併（会社以外の場合にあつてはこれに準ずるもの。以下同じ。）により消滅する企業が存続し、存続会社を取得すると考えられる企業結合

二 吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第二号において同じ。）又は現物出資を行った企業が、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及びこれに準ずる事業体をいう。）又は現物出資を受けた企業を取得することとなる企業結合

三 株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第三号において同じ。）が株式交換完全親会社（同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及びこれに準ずる事業体をいう。）を取得することとなる企業結合

37
43 (略)

企業をいう。

30 この規則において、「存続会社」とは、吸収合併後存続する会社をいう。

31
35 (略)

36 この規則において、「持分プーリング法」とは、すべての結合当事企業の資産、負債及び純資産を、それぞれの適正な帳簿価額で引き継ぐ方法をいう。

37
43 (略)

(重要な後発事象の注記)

第八条の四 貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第八条の五 この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(持分法損益等の注記)

第八条の九 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一 (略)

二 開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定による特別目的会社）（同項の規定により出資者等（当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等をいう。）の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下

(重要な後発事象の注記)

第八条の四 貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第八条の五 この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(持分法損益等の注記)

第八条の九 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一 (略)

二 開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定による特別目的会社）（同項の規定により出資者等（当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等をいう。）の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下

この号において同じ。)がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十七 当該事業年度において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合(次条第一項及び第八条の十九第一項本文に規定する場合を除く。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 企業結合の概要

二・三 (略)

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

(削る)

五 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

六・七 (略)

(削る)

この号において同じ。)がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第八条の十七 当事業年度においてパーチェス法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 被取得企業の名称及び事業の内容、事業を取得した場合には、相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主要理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

二・三 (略)

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数及びその評価額

五 取得の対価として株式を交付した場合には、株式交付日の株価を基礎に取得原価を算定しているときは、その旨

六 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

七・八 (略)

九 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及

八・九 (略)

(削る)

十 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当該事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法(当該影響の概算額に重要性が乏しい場合を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第九号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

(削る)

びその科目名

十・十一 (略)

十二 連結財務諸表を作成していない会社において、取得企業が継続会社と異なる企業結合に持分プーリング法に準じた会計処理方法を適用したときは、パーチェス法を適用したとした場合に貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響の概算額

十三 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当該事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額

2 前項の規定にかかわらず、当該企業結合並びに前項第十二号及び第十三号の影響の概算額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の企業結合に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度の企業結合全体に重要性がある場合には、前項第一号及び第三号から第十一号までに掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。この場合において、同項第二号から第十一号までに掲げる事項に準ずる事項を注記しなければならない。

一 パーチェス法を適用した場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社に係る貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目(資産合計、流動資産合計、固定資産合計、

(削る)

3 第一項第十号に掲げる影響の概算額は、次に掲げる額のいずれかとし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一・二 (略)

4 第二項及び第二項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれんをいう。)

ロ 損益計算書項目(売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

二 パーチェス法を適用した場合の前号に掲げる貸借対照表及び損益計算書の項目の金額

4 第一項第十二号に掲げる事項は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、継続して注記しなければならない。ただし、翌事業年度以降において影響の概算額に重要性が乏しくなった場合には、注記を省略することができる。

5 第一項第十三号に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とし、併せて概算額の算定方法及び重要な前提条件を記載するとともに、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一・二 (略)

6 第一項(第十二号及び第十三号を除く。)及び第二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十八 当該事業年度において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第一項第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとされたときに貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額を注記しなければならない。

2 前項に規定する影響額は、次に掲げる額のいずれかとする。

一 パーチェス法を適用した場合における貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と財務諸表提出会社に係る貸借対照表及び損益計算書の当該項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目(資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれんをいう。第八条の二十一第二項第一号において同じ。)

ロ 損益計算書項目(売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額、負のれん発生益及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。第八条の二十一第二項第一号において同じ。)

二 パーチェス法を適用した場合における貸借対照表及び損益計算書の主要な項目の金額

3 第一項に規定する事項及び影響額は、次の各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成して

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第八条の十八 当該事業年度において持分プーリング法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の目的、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称

二 議決権のある株式の交換比率及びその算定方法、交付又は交付予定の株式数、企業結合後の議決権比率並びに当該企業結合を保持の結合と判定した理由

三 財務諸表に含まれる被結合企業の業績の期間

四 被結合企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

五 会計処理方法の統一、企業結合前の取引等の消去の内容並びに企業結合に要した支出額及びその科目名

六 企業結合の結果として処分することが決定された重要な事業の内容、処分時期、処分方法及び処分理由

2 前項第五号に掲げる事項の注記において、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由を記載しなければならない。

3 第一項第六号に掲げる事項の記載に際して、処分することが決定された事業の貸借対照表計上額、当該事業において計上していた直前事業年度の売上高及び営業利益金額又は営業損失金額等を記載するものとする。ただし、金額の記載が困難な場合には、その旨及びその理由を記載するものとする。

る場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならぬ。

一 第八条第三十六項第一号に掲げる企業結合 財務諸表提出会社

二 第八条第三十六項第二号に掲げる企業結合 吸収分割会社又は

現物出資を行った企業

三 第八条第三十六項第三号に掲げる企業結合 株式交換完全子会

社

4 第一項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する事項及び影響額を注記しなければならない。ただし、前項各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、当該事項及び影響額を記載することに代えて、その旨を記載しなければならない。

(段階取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十九 当該事業年度において他の企業の取得による企業結合が複数の取引によつて行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

一 第八条の十七第一項各号に掲げる事項に準ずる事項

二 取得企業が取得するに至つた取引ごとの取得原価の合計額と当該取得原価を企業結合日における時価で算定した被取得企業の取

4 前三項に定める事項は、連結財務諸表において、同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第八条の十九 当該事業年度において持分プーリング法を適用した合併が行われた場合には、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業年度開始の日から企業結合日前日までの結合当事企業間の取引金額に重要性がある場合には、当該取引金額

二 事業年度の開始の日に合併したとみなして算定した損益計算書の主な項目への影響の概算額

得原価との差額

三 前号に掲げる差額を損益として処理した場合に貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額

2 前項本文の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

(共通支配下の取引等の注記)

第八条の二十 当該事業年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 取引の概要

二 (略)

三 子会社株式を追加取得した場合には、第八条の十七第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に準ずる事項

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該取引等全体について記載しなければならない。

2 結合後企業が連結財務諸表を作成している場合には、前項第二号の記載をすることを要しない。

(共通支配下の取引等の注記)

第八条の二十 当該事業年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 結合当事企業又は対象となつた事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

二 (略)

三 子会社株式を追加取得した場合には、第八条の十七第一項第三号から第六号まで、第八号及び第九号に準ずる事項

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度における共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項に掲げる事項を当該取引等全体で記載しなければならない。

ならない。

3 (略)

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 子会社が親会社を吸収合併した場合で、財務諸表提出会社である子会社が連結財務諸表を作成しないときは、親会社が存続会社となったものとした場合の当該事業年度における影響額を注記しなければならない。ただし、影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2 前項に規定する影響額は、次に掲げる額のいずれかとする。

一 親会社が子会社を吸収合併したものとした場合における貸借対照表項目及び損益計算書項目の金額と存続会社に係る当該項目の金額との差額

二 親会社が子会社を吸収合併したものとした場合における貸借対

3 (略)

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 子会社が親会社を吸収合併した場合で、財務諸表提出会社である子会社が連結財務諸表を作成しないときは、親会社が存続会社となったものとした場合の当該事業年度における影響の概算額を注記しなければならない。ただし、影響の概算額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2 前項に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 親会社が子会社を吸収合併したものとした場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社に係る貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目(資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれんをいう。)

ロ 損益計算書項目(売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

二 親会社が子会社を吸収合併したものとした場合の前号に掲げる

照表及び損益計算書の主要な項目の金額

3 第一項本文の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する影響額を注記しなければならない。ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 当該事業年度において共同支配企業を形成する企業結合（以下この条及び次条第一項において「共同支配企業の形成」という。）が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3 (略)

(事業分離における分離元企業の注記)

貸借対照表及び損益計算書の項目の金額

3 前項に掲げる事項は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、継続して注記しなければならない。ただし、翌事業年度以降において影響の概算額に重要性が乏しくなつた場合には、注記を省略することができる。

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 当該事業年度において共同支配企業を形成した場合には、第八条の二十第一項第一号及び第二号に準ずる事項を記載しなければならない。実施した会計処理の概要の記載においては、共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共同支配企業の形成に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度の共同支配企業の形成全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3 (略)

(事業分離の注記)

第八条の二十三 当該事業年度において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 事業分離の概要

二 (略)

三 分離した事業が含まれていた報告セグメント(第八条の二十九

第一項に規定する報告セグメントをいう。)の名称

四・五 (略)

2 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

3 当該事業年度における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならぬ。

4 第一項(第四号及び第五号を除く。)及び前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(事業分離における分離先企業の注記)

第八条の二十三 当該事業年度において事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

二 (略)

(新設)

三・四 (略)

2 前項第四号の記載は、当該継続的関与が軽微な場合には、省略することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の取引に重要性は乏しいが、事業分離が行われた事業年度における取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該取引全体で注記しなければならない。

4 第一項(第三号及び第四号を除く。)及び前項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(分離先企業の注記)

第八条の二十四 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

2 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第八条の二十五 貸借対照表日後に完了した企業結合又は貸借対照表日後に主要な条件について合意をした企業結合が重要な後発事象に該当する場合には、当該企業結合に関する事項について、第八条の十七(第一項第二号、第九号及び第十号を除く。)、第八条の二十又は第八条の二十二の規定に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については、記載することを要しない。

2 貸借対照表日までに主要な条件について合意をした企業結合が同日までに完了していない場合(前項に規定する場合を除く。)には、当該企業結合に関する事項について、同項の規定に準じて注記しなければならない。

3 (略)

第八条の二十四 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合であっても、第八条の十八第一項第一号及び第四号に準じて注記しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第八条の二十五 貸借対照表日後に完了した企業結合が重要な後発事象等に該当する場合には、第八条の十七第一項(第二号及び第十一号から第十三号までを除く。)、及び第二項、第八条の十八第一項(第三号及び第五号を除く。)、及び第三項、第八条の二十及び第八条の二十二に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については記載を要しない。

2 企業結合の主要条件は合意されたが、貸借対照表日までに完了していない場合、及び貸借対照表日後に企業結合の主要条件が合意された場合には、前項に準じて記載しなければならない。

3 (略)

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第八条の二十六 分離元企業は、次の各号に掲げる場合には、事業分離について、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

- 一 貸借対照表日後に完了した事業分離が重要な後発事象に該当する場合 第八条の二十三第一項各号に掲げる事項に準ずる事項
- 二 貸借対照表日後に主要な条件について合意をした事業分離が重要な後発事象に該当する場合 第八条の二十三第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項
- 三 貸借対照表日までに主要な条件について合意をした事業分離が同日までに完了していない場合(第一号に掲げる場合を除く。)

同日までに完了していない場合(第一号に掲げる場合を除く。)

第八条の二十三第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる

事項

(削る)

- 2 前項各号に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(セグメント情報等の注記)

第八条の二十九 企業を構成する一定の単位(以下「報告セグメント」という。)に関する情報(以下「セグメント情報」という。)に

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第八条の二十六 分離元企業は、貸借対照表日後に完了した事業分離が、重要な後発事象に該当する場合には、第八条の二十三に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については記載を要しない。

- 2 分離元企業は、事業分離の主要条件は合意されたが、貸借対照表日までに完了していない場合、及び貸借対照表日後に事業分離の主要条件が合意された場合には、第八条の二十三第一項第一号に準じて注記しなければならない。

- 3 前二項に定める事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(新設)

については、次に掲げる事項を様式第二号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの貸借対照表計上額又は損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2 | 報告セグメントに関連する情報（様式第三号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一 製品及びサービスごとの情報

二 地域ごとの情報

三 主要な顧客ごとの情報

3 | 貸借対照表又は損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第四号に定めるところにより注記しなければならない。

一 固定資産の減損損失

二 のれんの償却額及び未償却残高

三 負ののれん発生益

4 | 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

5 | 第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する

概要は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(賃貸等不動産に関する注記)

第八条の三十 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項において同じ。）がある場合には次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 賃貸等不動産の概要

二 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当該事業年度における主な変動

三 賃貸等不動産の貸借対照表日における時価及び当該時価の算定方法

四 賃貸等不動産に関する損益

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(貸借対照表の記載方法)

第十一条 (略)

2 貸借対照表は、様式第五号により記載するものとする。

(新設)

(貸借対照表の記載方法)

第十一条 (略)

2 貸借対照表は、様式第二号により記載するものとする。

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一・二 (略)

二の二 通常の取引に基づいて発生した電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の五、第四十七条第一号の二及び第五十一条の五において同じ。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)

三十二 (略)

第十八条 親会社株式(会社法第百三十五条第二項及び第八百条第一項の規定により取得したものに限り。第三十一条第一号及び第三十二条の二において同じ。)のうち一年内に処分されると認められるものは、流動資産に親会社株式の科目をもつて別に掲記しなければならぬ。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。

第三十一条の五 電子記録債権のうち第十五条第二号の二及び第十二号に掲げる資産に該当するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

(流動負債の範囲)

第四十七条 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一・二 (略)

(新設)

三十二 (略)

第十八条 親会社株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第百三十五条第二項及び第八百条第一項の規定により取得したものに限り。第三十一条第一号及び第三十二条の二において同じ。)のうち一年内に処分されると認められるものは、流動資産に親会社株式の科目をもつて別に掲記しなければならぬ。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。

(新設)

(流動負債の範囲)

第四十七条 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

一 (略)

一の二 電子記録債権に係る債務(通常の取引に基づいて発生したものに限る。)

二〇六 (略)

第五十条 前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。)及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の五 電子記録債権に係る債務のうち第四十七条第一号の

二及び第六号に掲げる負債に該当するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い

一 (略)

(新設)

二〇六 (略)

第五十条 前条第一項第十三号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。)、負ののれん及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

(新設)

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い

、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
い。

一〇七 (略)

(削る)

八 (略)

2・3 (略)

第五十三条 第五十二条第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十四条の二 削除

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第五十六条 取得と判定された企業結合において、企業結合に係る特

、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
い。

一〇七 (略)

八 負ののれん

九 (略)

2・3 (略)

第五十三条 第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十四条の二 第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十二条第一項第八号に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。この場合には、相殺している金額に重要性が乏しい場合を除き、相殺している旨及び相殺前の金額を注記しなければならない。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第五十六条 取得と判定された企業結合において、企業結合に係る特

定勘定（取得後に発生することが予測される費用又は損失であつて、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されているもの）をいう。第九十五条の三の三において同じ。）が負債に計上されている場合には、その主な内容及び金額を注記しなければならない。

（損益計算書の記載方法）

第六十九条（略）

2 損益計算書は、様式第六号により記載するものとする。

（特別利益の表示方法）

第九十五条の二 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

第九十七条 削除

定勘定（取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失であつて、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されているものをいう。第九十五条の三の三において同じ。）が負債に計上されている場合には、その主な内容及び金額を注記しなければならない。

（損益計算書の記載方法）

第六十九条（略）

2 損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

（特別利益の表示方法）

第九十五条の二 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（のれん及び負ののれんの償却額の表示）

第九十七条 販売費及び一般管理費に計上されたのれんの償却額と営業外収益に計上された負ののれんの償却額とが生じる場合で、いずれかの金額の重要性が乏しい場合には、これらを相殺して表示する

ことができる。

(株主資本等変動計算書の記載方法)

第九十九条 (略)

- 2 株主資本等変動計算書は、様式第七号により記載するものとする。

(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第一百条 (略)

- 2 キャッシュ・フロー計算書は、様式第八号又は第九号により記載するものとする。

(附属明細表の種類)

第二百一十一条 (略)

- 2 前項各号に掲げる附属明細表の様式は、様式第十号から第十五号までに定めるところによる。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相

(株主資本等変動計算書の記載方法)

第九十九条 (略)

- 2 株主資本等変動計算書は、様式第四号により記載するものとする。

(キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第一百条 (略)

- 2 キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載するものとする。

(附属明細表の種類)

第二百一十一条 (略)

- 2 前項各号の附属明細表の様式は、様式第七号から第十二号までに定めるところによる。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相

当する附属明細表については、作成を要しない。

- 一 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）、鉄道事業会計規則又は自動車道事業会計規則の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二〇十三（略）

別記

- 一（略）
- 二 削除
- 三〇二十一（略）

当する附属明細表については、作成を要しない。

- 一 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）、造船業財務諸表準則（昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号）、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）、鉄道事業会計規則又は自動車道事業会計規則の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二〇十三（略）

別記

- 一（略）
- 二 鋼船製造・修理業
- 三〇二十一（略）

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第一条関係）

改正案

現行

様式第二号

【セグメント情報】

1 前事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：円）

（新設）

	その他	合計
売上高
外部顧客への売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
正	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント利益又は損失（△）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント資産	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント負債	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
その他の項目						
減価償却費	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
のれんの償却額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
受取利息	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
支払利息	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
特別利益	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
（負のオムネン生益）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
特別損失	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
（減損損失）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
税金費用	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
.....	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

II 当該事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
社	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負のれん発生給）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
投資費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

1. この様式において「事業セグメント」とは、企業を構成する単位（以下この様式において「セグメント」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
 - (1) 収益及び費用（他のセグメントとの取引に関連する収益及び費用を含む。）を生じる事業活動に係るものであること。
 - (2) 最高経営意思決定機関（各セグメントに資源を配分し、業績を評価する機能を有する機関をいう。以下この様式において同じ。）が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討するものであること。
 - (3) 他のセグメントの財務情報と区分した財務情報が入手可能なものであること。
2. 二以上の事業セグメントが次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、当該事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとすることができる。
 - (1) 当該事業セグメントを一つの事業セグメントとすることが、過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するために、事業活動の内容及び経営環境に関して適切な情報を提供するものとなること。
 - (2) 当該事業セグメントについて、経済的特徴が概ね類似していること。
 - (3) 当該事業セグメントについて、次に掲げるすべての要素が概ね類似していること。
 - ① 製品及びサービスの内容
 - ② 製品の製造方法又は製造過程及びサービスの提供方法
 - ③ 製品及びサービスの販売する市場又は顧客の種類
 - ④ 製品及びサービスの販売方法
 - ⑤ 業種に特有の規制環境
3. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、事業セグメントのうち、次に掲げる基準のいずれかに該当するもの（二以上の基準に該当するものを含む。）とする。ただし、次に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントであっても、報告セグメントとすることができる。
 - (1) 売上高（事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）が、すべての事業セグメントの売上高の合計額の10%以上であること。
 - (2) 利益又は損失の金額の絶対値が、次の絶対値のいずれか大きい方の10%以上であること。
 - ① 利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額の絶対値
 - ② 損失の生じているすべての事業セグメントの損失の合計額の絶対値
 - ③ 資産の金額が、すべての事業セグメントの資産の合計額の10%以上であること。
 4. 3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、その経済的特徴及び2. (3)①から⑤までに掲げる要素の過半数について概ね類似している二以上の事業セグメントがあるときは、これらの事業セグメントを結合して一つの報告セグメントとすることができる。
 5. 3. 及び4. によるもののほか、報告セグメントの売上高（事業セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。）の合計額が、損益計算書の売上高の75%未満の金額となる場合には、3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、当該事業セグメントを報告セグメントとしたときの報告セグメントの売上高の合計額が、損益計算書の売上高の75%以上の金額に至るまでのものを報告セグメントとする。
6. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（例えば、製品・サービス別、地域別、規制環境別又

<p>はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別)</p> <p>② 2. により、2以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨</p> <p>③ 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類</p> <p>7. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の①又は②に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、②により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、②により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。</p> <p>① 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合、その旨及びセグメント情報に与える影響</p> <p>② 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合、その旨及び前事業年度のセグメント情報を当該事業年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当該事業年度のセグメント情報を前事業年度の区分方法により作成した情報）</p> <p>8. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の①から⑦までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。</p> <p>① 報告セグメント間の取引がある場合、当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項</p> <p>② 報告セグメントの利益又は損失の合計額と損益計算書の利益計上額又は損失計上額（損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前当期純利益若しくは税引前当期純損失又は当期純利益若しくは当期純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。10. ②において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差異及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合、差異の内容に関する事項</p> <p>③ 報告セグメントの資産の合計額と貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差異及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合、差異の内容に関する事項</p> <p>④ 報告セグメントの負債の合計額と貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差異及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合、差異の内容に関する事項</p> <p>⑤ 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前事業年度に採用した方法から変更した場合、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響</p> <p>⑥ 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合、その内容</p> <p>⑦ その他参考となるべき事項がある場合、その内容</p> <p>9. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。</p> <p>① 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額</p>	
---	--

<p>② 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）</p> <p>③ 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）</p> <p>① 外部顧客への売上高</p> <p>② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高</p> <p>③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）</p> <p>④ のれんの償却額</p> <p>⑤ 受取利息</p> <p>⑥ 支払利息</p> <p>⑦ 特別利益（主な内訳を含む。）</p> <p>⑧ 特別損失（主な内訳を含む。）</p> <p>⑨ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）</p> <p>⑩ ①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（損益計算書における利益又は損失の算算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）</p> <p>④ 報告セグメントの資産に関する金額のうち、当該事業年度における有形固定資産及び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）</p> <p>10. 「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。</p> <p>(1) 報告セグメントの売上高の合計額と損益計算書の売上高計上額</p> <p>(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と損益計算書の利益計上額又は損失計上額</p> <p>(3) 報告セグメントの資産の合計額と貸借対照表の資産計上額</p> <p>(4) 報告セグメントの負債の合計額と貸借対照表の負債計上額</p> <p>(5) 報告セグメントのその他の項目（(1)から(4)までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の財務諸表計上額</p> <p>11. 10. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。</p> <p>12. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</p>	
---	--

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>様式第三号</p> <p>【関連情報】</p> <p>Ⅰ 前事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">外部顧客への売上高</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 売上高</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">日本</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">日本</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">顧客の名称又は氏名</td> <td style="width: 33%;">売上高 xxx</td> <td style="width: 33%;">関連するセグメント名</td> </tr> </table> <p>Ⅱ 当該事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">外部顧客への売上高</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> <td>xxx</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 売上高</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>	外部顧客への売上高	合計		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	日本	合計		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	日本	合計		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	顧客の名称又は氏名	売上高 xxx	関連するセグメント名	外部顧客への売上高	合計		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	<p>(新設)</p>
外部顧客への売上高	合計																																															
	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx																																															
日本	合計																																															
	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx																																															
日本	合計																																															
	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx																																															
顧客の名称又は氏名	売上高 xxx	関連するセグメント名																																																		
外部顧客への売上高	合計																																															
	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx																																															

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

② 有形固定資産

(単位：円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

(記載上の注意)

- 財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づき金額により記載すること。
- 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高(セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。)のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。
- 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - 外部顧客への売上高を本邦(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第28号)第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。)又は本邦以外に区分した金額(本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額)及び当該区分の基準
 - 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によつて本邦又は本邦以外に区分した金額(本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額)
 - 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。
- 「3. にかかわらず」本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える場合には、その旨を記載することにより3. (1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。
- 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高(同一の企

業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高)であつて、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならぬ。

7. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

<p><u>のれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。</u></p> <p>4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。</p> <p>5. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</p>	
---	--

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十八年大蔵省令第五十九号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

様式第五号		様式第二号	
【貸借対照表】		【貸借対照表】	
	(単位：円)		(単位：円)
	前事業年度 (平成 年 月 日)		前事業年度 (平成 年 月 日)
	当事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)
資産の部		資産の部	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	×××	現金及び預金	×××
受取手形	×××	受取手形	×××
貸倒引当金	△×××	貸倒引当金	△×××
受取手形（純額）	×××	受取手形（純額）	×××
売掛金	×××	売掛金	×××
貸倒引当金	△×××	貸倒引当金	△×××
売掛金（純額）	×××	売掛金（純額）	×××
リース債権	×××	リース債権	×××
貸倒引当金	△×××	貸倒引当金	△×××
リース債権（純額）	×××	リース債権（純額）	×××
リース投資資産	×××	リース投資資産	×××
貸倒引当金	△×××	貸倒引当金	△×××
リース投資資産（純額）	×××	リース投資資産（純額）	×××
有価証券	×××	有価証券	×××
商品及び製品	×××	商品及び製品	×××
仕掛品	×××	仕掛品	×××
原材料及び貯蔵品	×××	原材料及び貯蔵品	×××
前渡金	×××	前渡金	×××
前払費用	×××	前払費用	×××
繰延税金資産	×××	繰延税金資産	×××
未収収益	×××	未収収益	×××
株主、役員又は従業員に対する短期債権	×××	株主、役員又は従業員に対する短期債権	×××
貸倒引当金	△×××	貸倒引当金	△×××
株主、役員又は従業員に対する短期債権（純額）	×××	株主、役員又は従業員に対する短期債権（純額）	×××
短期貸付金	×××	短期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××	貸倒引当金	△×××
短期貸付金（純額）	×××	短期貸付金（純額）	×××
未収入金	×××	未収入金	×××
.....	×××	×××

流動資産合計	×××	×××	流動資産合計	×××	×××
固定資産			固定資産		
有形固定資産			有形固定資産		
建物	×××	×××	建物	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
建物(純額)	×××	×××	建物(純額)	×××	×××
構築物	×××	×××	構築物	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
構築物(純額)	×××	×××	構築物(純額)	×××	×××
機械及び装置	×××	×××	機械及び装置	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
機械及び装置(純額)	×××	×××	機械及び装置(純額)	×××	×××
船舶	×××	×××	船舶	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
船舶(純額)	×××	×××	船舶(純額)	×××	×××
車両運搬具	×××	×××	車両運搬具	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
車両運搬具(純額)	×××	×××	車両運搬具(純額)	×××	×××
工具、器具及び備品	×××	×××	工具、器具及び備品	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
工具、器具及び備品(純額)	×××	×××	工具、器具及び備品(純額)	×××	×××
土地	×××	×××	土地	×××	×××
リース資産	×××	×××	リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産(純額)	×××	×××	リース資産(純額)	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××	建設仮勘定	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××	有形固定資産合計	×××	×××
無形固定資産			無形固定資産		
のれん	×××	×××	のれん	×××	×××
特許権	×××	×××	特許権	×××	×××
借地権	×××	×××	借地権	×××	×××
商標権	×××	×××	商標権	×××	×××
実用新案権	×××	×××	実用新案権	×××	×××
意匠権	×××	×××	意匠権	×××	×××
鉱業権	×××	×××	鉱業権	×××	×××
漁業権	×××	×××	漁業権	×××	×××
ソフトウェア	×××	×××	ソフトウェア	×××	×××
リース資産	×××	×××	リース資産	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××	無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産			投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××	投資有価証券	×××	×××
関係会社株式	×××	×××	関係会社株式	×××	×××
関係会社社債	×××	×××	関係会社社債	×××	×××

その他の関係会社有価証券	×××	×××	その他の関係会社有価証券	×××
出資金	×××	×××	出資金	×××
関係会社出資金	×××	×××	関係会社出資金	×××
長期貸付金	×××	×××	長期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××
長期貸付金 (純額)	×××	×××	長期貸付金 (純額)	×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	×××	×××	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 (純額)	×××	×××	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 (純額)	×××
関係会社長期貸付金	×××	×××	関係会社長期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××
関係会社長期貸付金 (純額)	×××	×××	関係会社長期貸付金 (純額)	×××
破産更生債権等	×××	×××	破産更生債権等	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××
破産更生債権等 (純額)	×××	×××	破産更生債権等 (純額)	×××
長期前払費用	×××	×××	長期前払費用	×××
繰延税金資産	×××	×××	繰延税金資産	×××
投資不動産	×××	×××	投資不動産	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××
投資不動産 (純額)	×××	×××	投資不動産 (純額)	×××
.....	×××	×××	×××
投資その他の資産合計	×××	×××	投資その他の資産合計	×××
固定資産合計	×××	×××	固定資産合計	×××
繰延資産	×××	×××	繰延資産	×××
創立費	×××	×××	創立費	×××
開業費	×××	×××	開業費	×××
株式交付費	×××	×××	株式交付費	×××
社債発行費	×××	×××	社債発行費	×××
開発費	×××	×××	開発費	×××
繰延資産合計	×××	×××	繰延資産合計	×××
資産合計	×××	×××	資産合計	×××
負債の部	×××	×××	負債の部	×××
流動負債	×××	×××	流動負債	×××
支払手形	×××	×××	支払手形	×××
買掛金	×××	×××	買掛金	×××
短期借入金	×××	×××	短期借入金	×××
リース債務	×××	×××	リース債務	×××
未払金	×××	×××	未払金	×××
未払費用	×××	×××	未払費用	×××
未払法人税等	×××	×××	未払法人税等	×××
繰延税金負債	×××	×××	繰延税金負債	×××
前受金	×××	×××	前受金	×××
預り金	×××	×××	預り金	×××
前受収益	×××	×××	前受収益	×××

修繕引当金	×××	×××	修繕引当金	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	資産除去債務	×××	×××
株主、役員又は従業員からの短期借入金	×××	×××	株主、役員又は従業員からの短期借入金	×××	×××
従業員預り金	×××	×××	従業員預り金	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	流動負債合計	×××	×××
固定負債			固定負債		
社債	×××	×××	社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××	長期借入金	×××	×××
関係会社長期借入金	×××	×××	関係会社長期借入金	×××	×××
株主、役員又は従業員からの長期借入金	×××	×××	株主、役員又は従業員からの長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××	リース債務	×××	×××
長期未払金	×××	×××	長期未払金	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××	繰延税金負債	×××	×××
退職給付引当金	×××	×××	退職給付引当金	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	資産除去債務	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××	負債合計	×××	×××
純資産の部			純資産の部		
株主資本			株主資本		
資本金	×××	×××	資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××	資本剰余金	×××	×××
資本準備金	×××	×××	資本準備金	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××	その他資本剰余金	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××	資本剰余金合計	×××	×××
利益剰余金			利益剰余金		
利益準備金	×××	×××	利益準備金	×××	×××
その他利益剰余金	×××	×××	その他利益剰余金	×××	×××
××積立金	×××	×××	××積立金	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××	繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××	利益剰余金合計	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等			評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	土地再評価差額金	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××	新株予約権	×××	×××

純資産合計 負債純資産合計 (記載上の注意) (略)	××× ××× ×××	純資産合計 負債純資産合計 (記載上の注意) (略)	××× ××× ×××
-------------------------------------	-------------------	-------------------------------------	-------------------

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

様式第六号 【損益計算書】		様式第三号 【損益計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	
当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	
売上高	×××	売上高	×××
売上原価	×××	売上原価	×××
商品 (又は製品) 期首たな卸高	×××	商品 (又は製品) 期首たな卸高	×××
当期商品仕入高 (又は当期製品製造原価)	×××	当期商品仕入高 (又は当期製品製造原価)	×××
合計	×××	合計	×××
商品 (又は製品) 期末たな卸高	×××	商品 (又は製品) 期末たな卸高	×××
商品 (又は製品) 売上原価	×××	商品 (又は製品) 売上原価	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	売上総利益 (又は売上総損失)	×××
販売費及び一般管理費	×××	販売費及び一般管理費	×××
.....
.....
販売費及び一般管理費合計	×××	販売費及び一般管理費合計	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	営業利益 (又は営業損失)	×××
営業外収益	×××	営業外収益	×××
受取利息	×××	受取利息	×××
有価証券利息	×××	有価証券利息	×××
受取配当金	×××	受取配当金	×××
仕入割引	×××	仕入割引	×××
投資不動産賃貸料	×××	投資不動産賃貸料	×××
.....
.....
営業外収益合計	×××	営業外収益合計	×××
営業外費用	×××	営業外費用	×××
支払利息	×××	支払利息	×××
社債利息	×××	社債利息	×××
社債発行費償却	×××	社債発行費償却	×××
売上割引	×××	売上割引	×××
.....
.....
営業外費用合計	×××	営業外費用合計	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	経常利益 (又は経常損失)	×××
特別利益	×××	特別利益	×××

前期損益修正益	×××	×××
固定資産売却益	×××	×××
負のれん発生益	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失	×××	×××
前期損益修正損	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
災害による損失	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××
(記載上の注意)		
(略)		

前期損益修正益	×××	×××
固定資産売却益	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失	×××	×××
前期損益修正損	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
災害による損失	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××
(記載上の注意)		
(略)		

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
様式第七号～様式第十五号	様式第四号～様式第十二号